



## 年末・年始 市の業務

年末・年始の休業期間は、次のとおりです。

が休みです。

施設名	12月				1月			
	28日 (木)	29日 (金)	30日 (土)	31日 (日)	1日 (月)	2日 (火)	3日 (水)	4日 (木)
市役所本庁、各支所(※1)								
サン・シープラザ								
本郷・久井・大和保健福祉センター								
芸術文化センター ポポロ								
みはら歴史館								
児童館								
市民福祉会館								
リージョンプラザ								
大和勤労福祉センター								
三原市・本郷・大和人権文化センター								
中央・本郷・久井・大和図書館								
三原市・久井歴史民俗資料館								
中央公民館、各公民館・コミュニティセンター								
地域学習センター(さざなみ学校)								
本郷生涯学習センター、くい文化センター、大和文化センター								
やまみ三原運動公園	年末・年始も開園(※2)							
久井運動公園								
白竜湖スポーツ村公園								
本郷体育センター								
北方グラウンド・ゴルフ場							無料開放	無料開放
清掃工場、不燃物処理工場(※3)								
ストックヤード(清掃工場内)								
エコワイズセンター(久井地域)(※3)								
し尿の収集(※4)								
斎場(三原市斎場・本郷斎場・やすらぎ苑・西和苑)								

※1 出生、死亡、婚姻など戸籍の届け出や埋火葬、斎場の申請などは、上記期間に関わらず市役所本庁地下1階、または各支所の警備室で受け付けます。

※2 12月30日(土)～1月3日(水)は開園時間が8時～17時(1月1日(月)は13時～17時)となります。

※3 詳しくはかんきょうカレンダーで確認してください。問い合わせは環境管理課(☎0848・63・1210)へ。

※4 問い合わせは汚泥再生処理センター(☎0848・66・0405)へ。

## 市議会定例会が 開催されます

次の日程で、12月定例会の開催が予定されています。

市議会は公開しています。傍聴は会議当日、議事堂で受け付けます。

※議事堂は新庁舎建設に伴い、ゆめきやりあセンター(館町二丁目)に一時移転しています。

定員 本会議 45人、各委員会 5人程度

※定員を超えた場合、入場できないことがあります。

と き	内 容
5日(火)	本会議:開会
7日(木) 8日(金)	本会議:一般質問
11日(月) 13日(水)	10時～ 常任委員会
14日(木)	補正予算特別委員会
18日(月)	14時～ 本会議:閉会

☎ 議会事務局

0848・67・6138

## 人権講演会を開催します

入場料無料

三原会場:人権文化センター(長谷一丁目)

とき 8日(金)19時30分~21時

演題 「部落差別解消推進法」とわたしたちの人権

講師 世界人権宣言の実現を求める広島県実行委員会事務局長 芝内則明さん

定員 100人(先着順)

※希望者は直接、会場へ。

☎人権文化センター(☎0848・66・1111)



▲芝内則明さん

本郷会場:本郷人権文化センター(本郷北三丁目)

とき 5日(火)13時30分~15時30分

演題 戦争の足音が聞こえる

講師 NPO法人社会理論・動態研究所 所長・広島部落解放研究所 所長 青木秀男さん

定員 50人(先着順)

※希望者は直接、会場へ。

☎本郷人権文化センター(☎0848・86・3333)



▲青木秀男さん

## 第6回がんフォーラム

入場料無料

とき 16日(土)13時~15時30分

ところ リージョンプラザ 文化ホール

内容

①特別講演「大切にしたい自分の体~2度の子宮がんを経験して~」

講師 女優・タレント・がんサバイバー 原千晶さん

②シンポジウム「がん治療と働くことの両立について考える」

内容 医師と医療ソーシャルワーカー、企業保健師、がん経験者による意見交換

③がんに関連した体験・展示コーナー

定員 350人(先着順)

※希望者は直接、会場へ。



▲原千晶さん

☎保健福祉課 ☎0848・67・6053

## 第10回観光写真コンテスト

テーマ 三原市を題材としたもの。四季折々の風景、イベント、情緒あふれる城下町や豊かな田園風景など

受付期間 来年1月4日(木)~26日(金)(消印有効)

応募規定 ①本人が今年1月以降に市内で撮影した未発表の単写真

②サイズはA4または四つ切り。合成したものは不可

③応募は1人3点まで

④入賞・入選作品はフィルム、デジタルデータの提出が必要

※二重応募や原稿の提供が無い場合、入賞・入選を取り消します。※詳しくは応募票・市ホームページで確認してください。

賞 大賞(1点)30万円、金賞(1点)15万円、銀賞(2点)5万円など

申し込み 持参または郵送で、応募票(提出先、市ホームページに用意)を貼付した写真を観光課(市役所本庁5階〒723-8601港町三丁目5番1号☎0848・67・6014)へ



▲前回の大会受賞作品「やっさ踊り」 工藤浩一さん

## 使わなくなった携帯電話・スマートフォンを回収します ~みんなのメダルプロジェクト~

市は、使われなくなった小型家電から抽出したリサイクル金属で2020年の東京五輪・パラリンピックの入賞メダルをつくる「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加しています。携帯電話・スマートフォンの回収に協力をお願いします。

期間 来年3月30日(金)まで

回収場所 環境管理課(宮沖五丁目)

※プロジェクトについて詳しくは、専用ホームページ(<http://www.toshi-kouzan.jp/>)で確認してください。



☎環境管理課 ☎0848・63・1210



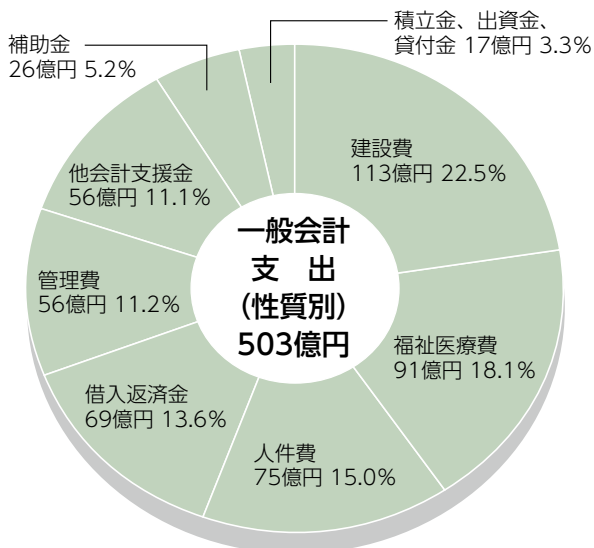
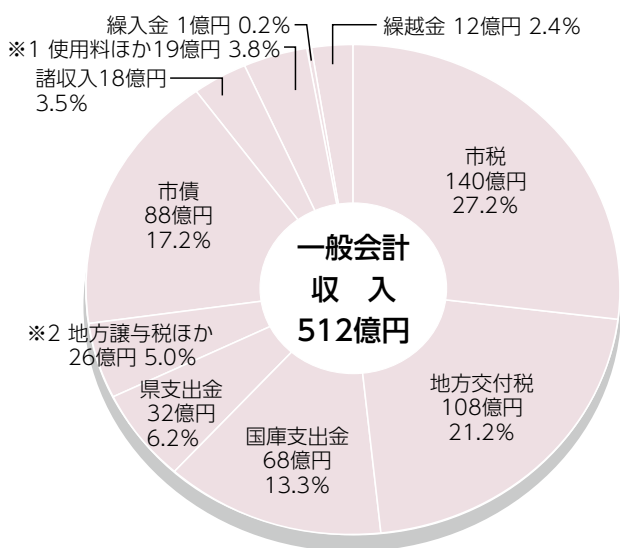
## ●平成28年度の決算状況

会計	収入 (A)	支出 (B)	平成29年度に使うことが決まっている経費 (C)	収支 (A-B-C)
一般会計	512億円	503億円	3億円	6億円
特別会計	297億円	289億円	0億円	8億円
合計	809億円	792億円	3億円	14億円

平成28年度の決算

平成28年度は平成27年度に引き続き、一般会計、特別会計とも赤字ではありませんでした。

市の家計簿を見てみよう！平成28年度の決算についてお知らせします！



※1 使用料ほか…手数料、分担金、負担金、寄附金、財産収入を含みます。  
 ※2 地方譲与税ほか…地方消費税交付金、地方特例交付金などを含みます。

## ●市の財政を家計に例えると？

1カ月当たり31万円※を支出する家計に置き換えると、市の収入と支出の状況は次のとおりです。  
 ※平成28年総務省家計調査による平均消費支出から。

### 収入の内訳

市の収入項目	家計の収入項目	金額
市税	給料	86,054円
地方交付税、国・県支出金、地方譲与税ほか	親からの援助	144,454円
市債	借金	54,174円
諸収入、使用料ほか	副業の収入	23,000円
繰入金	預金の取り崩し	522円
繰越金	前月の残り	7,506円
合計		315,710円

### 支出の内訳

市の支出項目	家計の支出項目	金額
福祉医療費	医療費	56,042円
人件費	食費	46,389円
建設費	家具購入費や車購入の頭金	69,624円
借入返済金	ローン返済金	42,212円
管理費	光熱水費や家の補修費	34,715円
他会計支援金	子どもへの仕送り	34,483円
補助金	保険の掛金など	16,251円
積立金、出資金、貸付金	貯金や友人への貸し付け	10,284円
合計		310,000円
収入-支出		5,710円

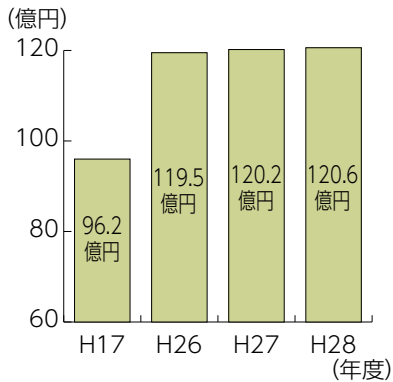


収入から支出を引くと黒字となっておるが、収入に占める給料(市税)の割合は約30%しかなく、約半分は親からの援助(地方交付税など)で賄われている状況じゃ。支出は、医療費(福祉医療費)、食費(人件費)、ローン返済金(借入返済金)が約半分を占めておる。皆さんの家計と比べてみてはどうかの？

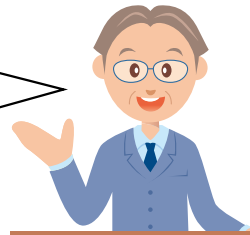
財政課  
☎0848・67・6028

●平成28年度決算(普通会計)でみる財政の数値

貯金(積立金)残高の推移



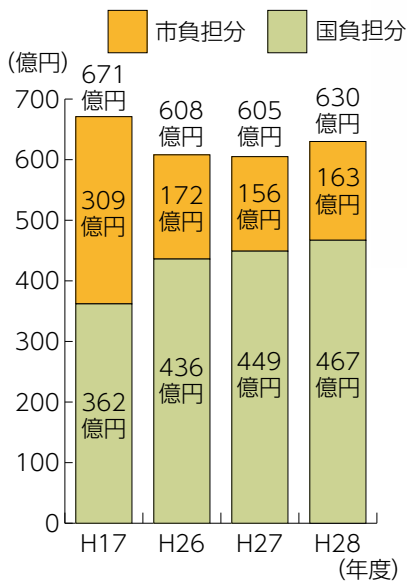
平成28年度は建設事業への取り崩しはありませんでした。  
ふるさと納税寄附金をみはらふるさと夢基金へ積み立てたことなどにより、貯金の残高は平成27年度に比べて4千万円増加しています。



市民1人当たりだと12万5千円を貯金している計算じゃな。



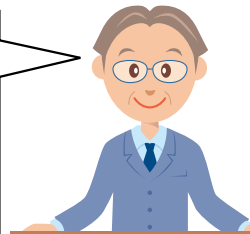
借入金(市債)残高の推移



市の借入金については、返済時に一定の割合を国が負担する制度があるんじゃ。  
この制度によって、平成28年度の借入金残高630億円のうち、74%に当たる467億円を国が負担するので、市の実質負担は163億円(全体の26%)となるんじゃ。

平成28年度は市役所本庁舎や消防庁舎の整備、清掃工場長寿命化事業などのために借入をした結果、市負担分の借入金残高は前年度から7億円増加しています。

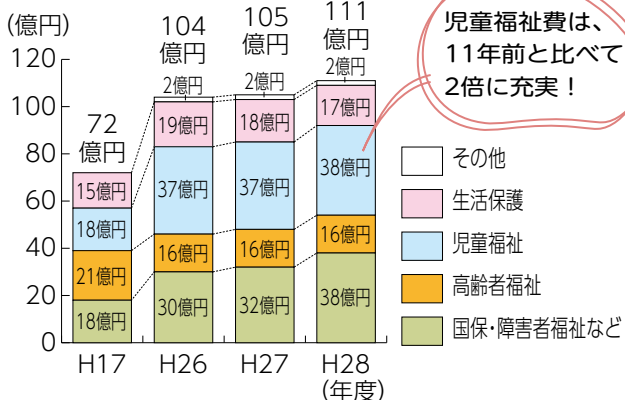
市民1人当たりだと65万4千円の借入金残高じゃが、実質負担は16万9千円となる計算じゃ。



※人口は、96,360人(平成29年3月末日現在)で計算しています。

※平成17年度の国と市それぞれの負担額は、現行制度の算定方法に準じて算出しています。

福祉医療費の推移



児童福祉費は、11年前と比べて2倍に充実!

福祉医療費の総額は、平成17年度の72億円から111億円に増加しています。



児童福祉費は、11年前と比べて2倍以上に増えておるぞ。乳幼児医療費助成の対象を未就学児から中学生までに拡大するなど、子育て支援施策を充実させた結果じゃ。

平成28年度も、私立認定こども園の開設や地域型保育事業の充実などに取り組んだぞ。



※特別会計への福祉医療費に係る他会計支援金を含みます。





# 市職員の給与などをお知らせします

平成29年4月1日現在

### 3 職員の平均給料月額と平均年齢

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
三原市	316,600円	41.9歳
国	330,500円	43.6歳

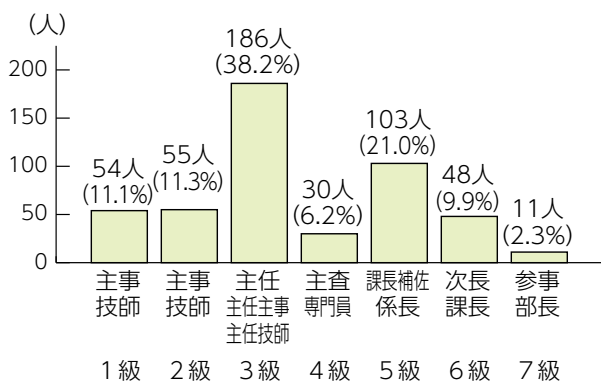
### 4 職員の初任給

区分		三原市	国
一般行政職	大学卒(上級)	184,800円	191,700円
	大学卒	178,200円	178,200円
	高校卒	150,500円	146,100円

### 5 職員の経験年数別・学歴別の平均給料月額

区分		経験年数		
		10~14年	15~19年	20~24年
一般行政職	大学卒	276,800円	310,500円	349,300円
	高校卒	253,700円	289,300円	332,400円

### 6 一般行政職の級別職員数の状況(合計487人)



※職員数は、職務区分による一般行政職の人数(税務職44人、看護・保健職30人、福祉職73人、消防職162人、企業職40人、技能労務職33人、幼稚園教諭28人、指導主事9人を除く)。

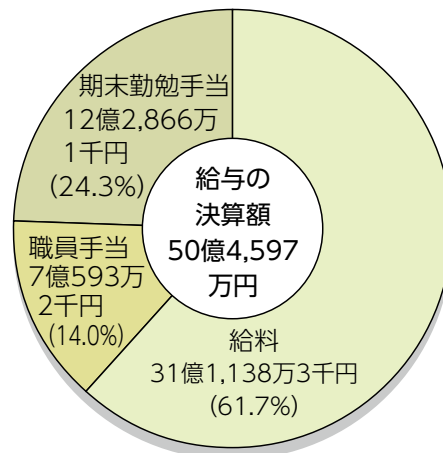
市職員の給与などは、地方自治法および地方公務員法に基づき、市の条例・規則で定められています。給与などについて、主な内容をお知らせします。

☎職員課 ☎0848・67・6024

### 1 特別職の給料など

区分	給料・報酬	期末手当			
		6月期	12月期	合計	
特別職	市長	給料 943,000円	2.075月分	2.225月分	4.30月分
	副市長	// 744,000円			
議員	議長	報酬 530,000円	2.075月分	2.225月分	4.30月分
	副議長	// 475,000円			
	議員	// 428,000円			

### 2 職員の給与(平成28年度一般会計決算)



※職員1人当たりの平均給与(給料+手当)は年額約601万円です。

## 7 職員手当

区分	内 容		
特殊勤務手当 平成28年度	職員全体に占める割合	18.4%	
	支給対象職員1人当たり平均支給額	23,457円	
	手当の種類	9種類	
時間外勤務手当	平成28年度	支給総額	2億9,598万1千円
		職員1人当たり支給年額	38万5千円
	平成27年度	支給総額	3億241万3千円
		職員1人当たり支給年額	39万8千円

区分	三原市		国		
	期 末	勤 勉	期 末	勤 勉	
期末勤勉手当	6月期	1.225月分	0.85月分	1.225月分	0.85月分
	12月期	1.375月分	0.85月分	1.375月分	0.85月分
	合計	2.6月分	1.7月分	2.6月分	1.7月分
	加算措置	職制上の段階、職務の級などによる			
退職手当		自己都合	勸 奨	自己都合	勸 奨
	最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
	退職時の加算、特別昇給など	勤続20年以上で定年前早期勸奨退職特例措置として上記率に2~20%を加算		勤続20年以上で定年前早期退職特例措置として上記率に2~45%を加算	

## 8 職員の定員

部 門	職員数(人)		対前年比(人)	
	平成29年	平成28年		
一般行政部門	議 会	7	7	0
	総 務	161	161	0
	税 務	44	43	+ 1
	民 生	149	154	△ 5
	衛 生	70	70	0
	労 働	0	0	0
	農 水	28	29	△ 1
	商 工	23	23	0
	土 木	87	89	△ 2
	小 計	569	576	△ 7
特別行政部門	教 育	102	103	△ 1
	消 防	165	163	+ 2
	小 計	267	266	+ 1
普通会計 計	836	842	△ 6	
公営企業部門など	水 道	40	40	0
	その他	30	30	0
	小 計	70	70	0
合 計	906	912	△ 6	

※職員数には地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員は除きます。

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者 10,000円</li> <li>●扶養親族 配偶者がいる場合 子 8,000円 父母など 6,500円</li> <li>配偶者がいない場合 子1人目 10,000円 子2人目以降 8,000円</li> <li>父母など1人目 9,000円</li> <li>父母など2人目以降 6,500円</li> </ul> ※子のうち16~22歳はそれぞれ5,000円を加算。	同じ	
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●持ち家の場合 なし</li> <li>●借家・借間の場合 27,000円以内</li> </ul>	同じ	
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通機関利用者 負担額が55,000円以下 実負担額</li> <li>〃 55,001円以上 55,000円</li> <li>●交通用具使用者 距離により 2,900円~31,600円</li> </ul>	一部国と異なる	●交通用具使用者 距離により 2,000円~31,600円



# 加入者みんなで支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたとき、安心して医療を受けるための医療保険制度です。

表1 医療費と介護費用で合算した場合の自己負担限度額(年額・世帯ごと)

年齢	所得区分	対象者	限度額
70歳未満	上位所得者	基礎控除後の総所得金額等が、世帯の国保被保険者全員の合計で901万円を超える世帯の人。所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。	212万円
		総所得金額等が600万円超901万円以下	141万円
	一般	市民税の課税世帯で、総所得金額等が210万円超600万円以下の世帯の人	67万円
		総所得金額等が210万円以下	60万円
	市民税非課税世帯	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯の人	34万円
70~74歳	現役並み所得者	自己負担の割合が3割の人	67万円
	一般	市民税が課税されている世帯で現役並み所得者以外の人	56万円
		低所得者Ⅱ	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯の人(低所得者Ⅰ以外)
	低所得者Ⅰ	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯で、各所得が必要経費・控除(年金の控除額は80万円)を差し引いたときに0円になる世帯の人	19万円

※所得区分は、今年7月31日の医療保険の世帯区分に応じて判定します。

医療費と介護費用が高額になったら  
高額介護合算療養費

国保と介護保険で支払った金額の合計額が、表1の自己負担限度額を超えた場合、申請すると超えた額が支給されます。  
対象期間 平成28年8月1日～平成29年7月31日  
対象者 今年7月末時点で国保の資格がある人  
※対象世帯には、今月中に案内

文書を送付します。

※対象期間中に医療保険の種類が変わった人は、案内文書が届かなくても支給対象になる場合があります(ただし、異動前の医療保険の自己負担額証明書が必要)。詳しくは保険医療課へ相談してください。

### ◆あんなとき・こんなとき

柔道整復(整骨院など)・鍼灸・マッサージにかかるとき

これらの施術を受けるとき、

保険証が使えるのは次の場合に限られます。

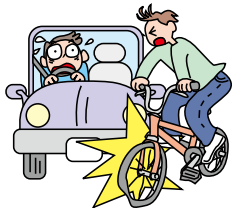
- ① 柔道整復：打撲、ねんざ、脱臼など外傷性のけがのとき
  - ② 鍼灸：慢性病で医師による適切な治療手段のないもの(神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など)で医師の同意があるとき
  - ③ マッサージ：筋麻痺、関節拘縮など医療上必要と医師が認めたとき
- ※ただし、柔道整復や鍼灸は、

医療機関において同じ時期に同じ疾患で治療を受けている場合、保険は適用されません。施術所の先生の質問にはきちんと答えてください。

### 交通事故にあったとき 第三者行為による届け出

交通事故など、第三者の行為によりけがをした場合、その医療費は加害者が負担することが原則です。しかし、賠償が遅れたときは、いったん保険証を使っておきます。その場合は次のことに注意してください。

- ・事故の程度に関わらず、警察へ届け出をしてください
- ・保険医療課に連絡し、「第三者行為による被害届」を提出してください
- ・相手(加害者)から治療費を受け取ったり、市に無断で示談を済ませたりしないでください





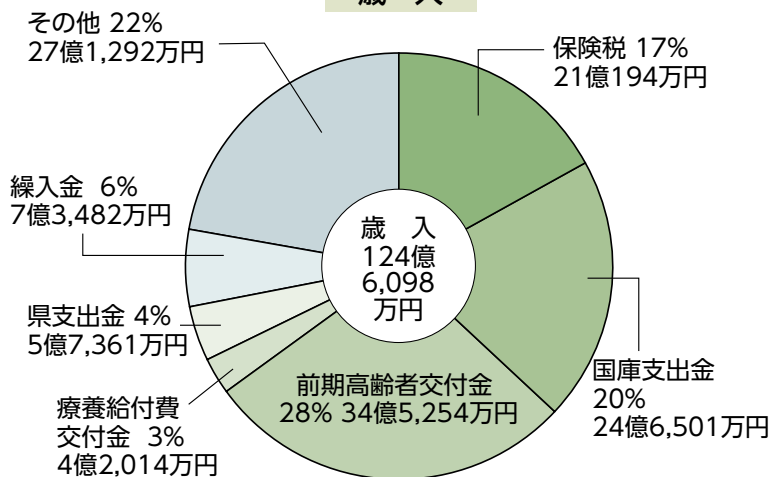
## 国保だより

### 平成28年度の決算

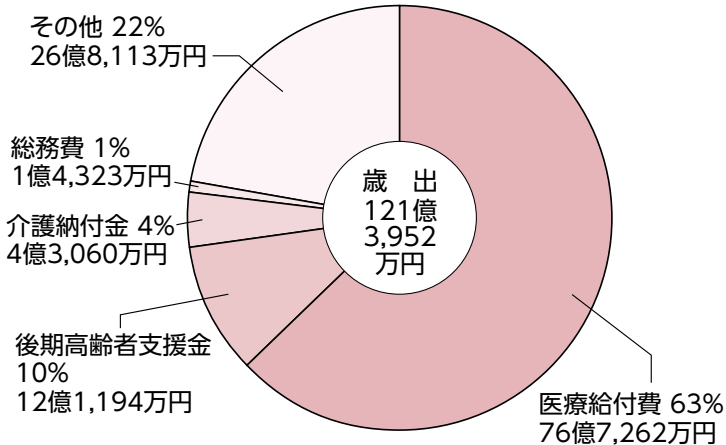
平成28年度の国保会計は、歳入の療養給付費交付金が増えたことや、歳出の医療給付費が減少したことなどにより、約3億2,100万円の黒字となりました。

黒字額は平成29年度に繰り越し、国庫・県費などの精算返還金や平成29年度予算での基金繰り入れの解消などに使います。

#### 歳入



#### 歳出



### ジェネリック(後発)医薬品による医療費削減報告

国保では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担の削減額が大きい人へ通知をしています。

●平成28年度 削減効果額  
1億2,624万9,423円

治療費の支払いが一時的に、著しく苦しくなったとき  
〜一部負担金減免の届け出〜

次の①〜③の特別な理由で、入院費などの治療費を支払うことが困難な場合、申請すれば支払う医療費が3カ月間軽減、免除または徴収猶予されることがあります。特別な理由に係る事実が発生した月から6カ月以内に申請が必要です。まずは保険医療課へ相談してください。

#### 特別な理由

- ①地震、火災などの災害により、心身や資産などに重大な損害が生じたとき
  - ②事業の休・廃止または倒産により、収入が前年の2分の1以下に減少したとき
  - ③干ばつ、冷害などの災害により、収入が前年の2分の1以下に減少したとき
- 申請場所 保険医療課  
用意する物 保険証、前年と今年の収入が分かる物(②③)



☎保険医療課(市役所本庁1階)  
0848・67・6050





# みんなで支えています。介護保険

介護保険は加齢や病気などで、入浴や食事などの介護、機能訓練や看護などの医療が必要となった人に福祉・医療サービスを提供し、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるように、社会全体で支え合う制度です。

この制度を運営するための費用は、半分を公費(国25%、県12.5%、市12.5%)で負担し、残り半分を40歳以上の人(40~64歳が28%、65歳以上が22%)が保険料として負担しています。

表1 市の65歳以上の人口と高齢化率の推移

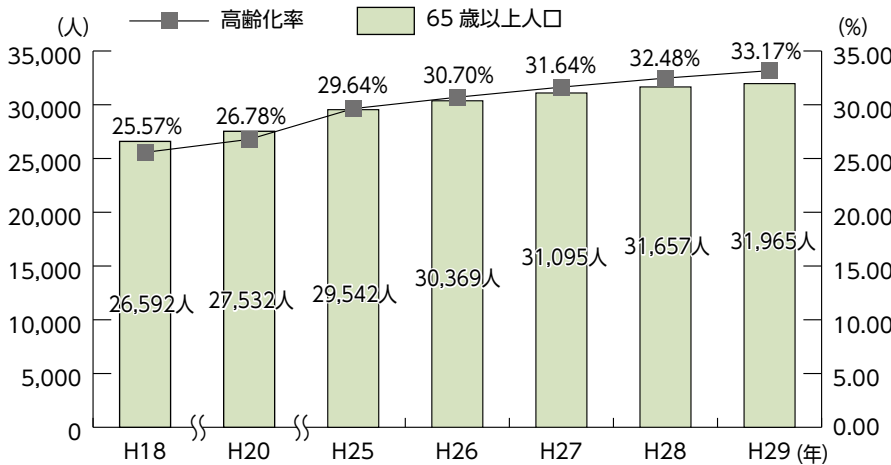
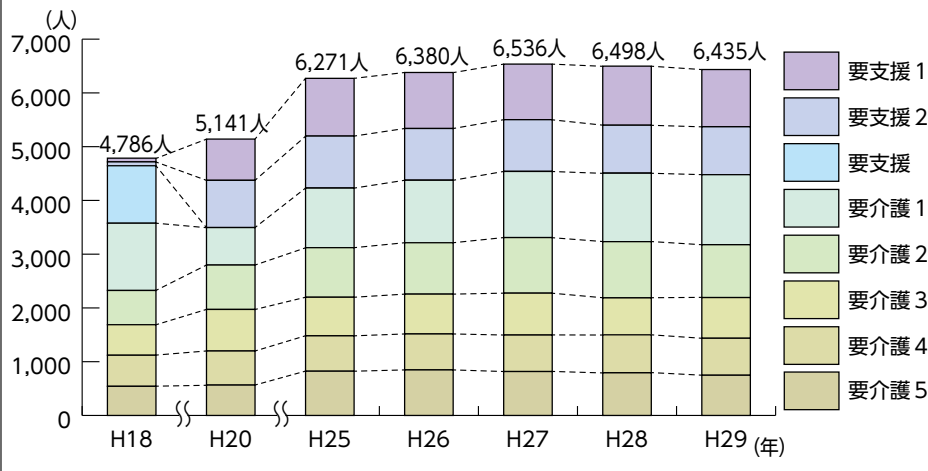


表2 市の要介護・要支援認定者数の推移

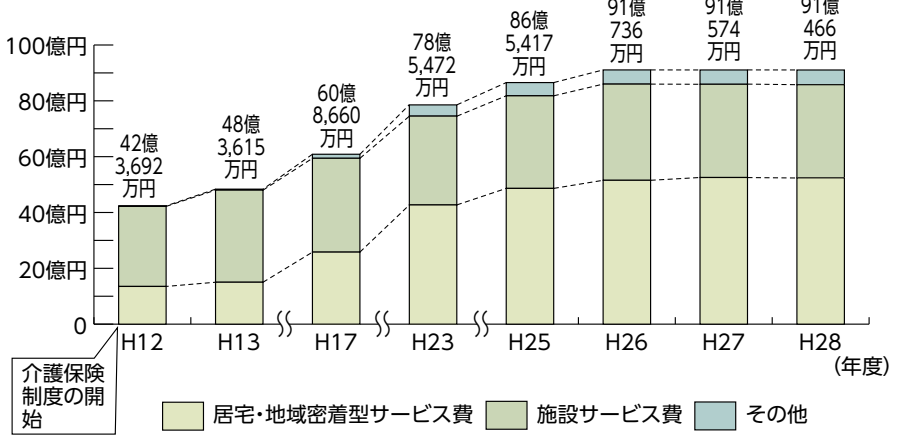


## 65歳以上の人口と要介護認定者数の推移

市の65歳以上の人口は平成29年3月末現在、31,965人です。高齢化率(全人口に占める65歳以上の人口の割合)は33.17%で、市民の約3人に1人が65歳以上となっています。(表1)

また、要介護・要支援認定者数は6,435人です。(表2)

介護保険給付費の推移



## 介護保険給付費の推移

平成28年度の介護保険給付費は、介護保険制度が始まった平成12年度に比べ、約2倍に増加しています。特に、自宅で介護サービスを受けられる居宅・地域密着型サービス費は約4倍に増えています。



# 介護保険だより

## 介護保険サービスの利用には 要介護(要支援)認定が必要です

要介護(要支援)認定とは、被

保険者の心身の状況などを踏まえて、要介護度とその有効期間を認定するものです。

●申請からサービス利用までの手順

### ① 要介護(要支援)認定の申請

市役所本庁または各支所で認定申請をします。申請時に、介護保険証と主治医意見書(持っている場合)を提出します。

申請は居宅介護支援事業所や高齢者相談センターなどに代行

してもらうことができます。

### ② 訪問調査

調査員が自宅や施設、病院を訪問し、本人や家族から聞き取り調査を行います。

### ③ 審査・判定

訪問調査の結果と主治医意見書を基に、介護認定審査会で要介護度と有効期間を認定します。

### ④ 認定結果の通知

原則として申請から30日以内に認定結果が通知されます。

### ⑤ サービスの選択

要支援1・2の人は、介護予防サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業が利用できます。

要介護1・5の人は、居宅サービスまたは施設サービスが利用できます。

### ⑥ ケアプランの作成依頼

ケアマネジャーなどに本人の希望や状態に応じた「介護(介護予防)サービス計画(ケアプラン)」の作成を依頼します。

### ⑦ サービスの利用

サービス提供事業者と契約を結び、ケアプランに基づいてサ

ビスを利用します。

原則として費用の1割または2割を利用者が負担します。

### ⑧ 更新の申請

引き続きサービスを利用する場合は、有効期間が終了する前に更新申請をします。有効期間が終了する60日前から申請できます。

※認定期間中に、心身の状況が改善悪化し、必要とする介護サービスが変化したときは、変更申請ができます(区分変更申請)。

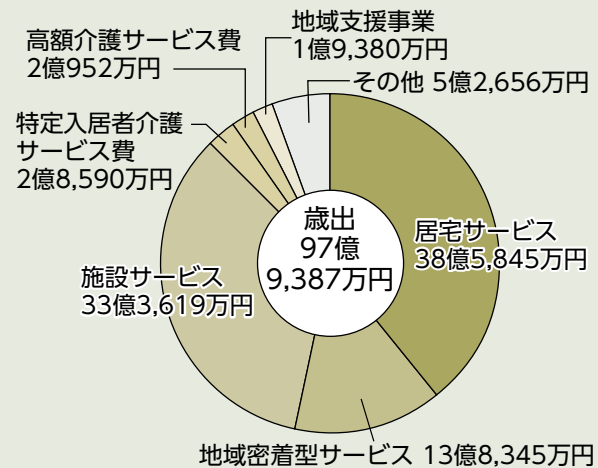
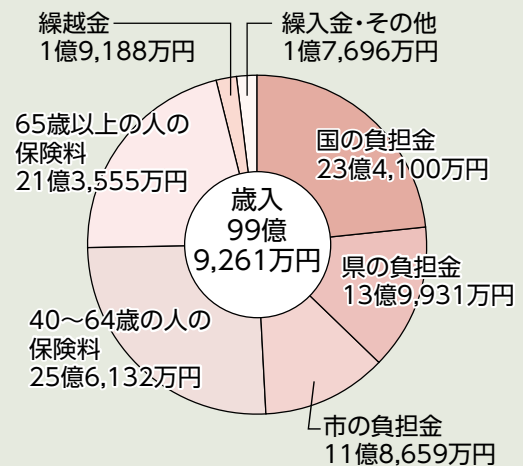
### 高齢者福祉課

0848-676240

## 平成28年度の決算状況

平成28年度に介護サービスを利用した人は延べ67,751人で、介護給付費は歳出総額の約90%を占めています。

歳出のうち「その他」の5億2,656万円には、要介護認定にかかる費用などを含む総務費1億6,767万円のほか、審査支払い手数料753万円が含まれます。



※平成28年度三原市介護保険特別会計決算書による。

## 築城450年記念映画 「やっさだるマン」が完成

市の公式マスコットキャラクターやっさだるマンをテーマにした映画が完成しました。撮影は全て市内で行われ、延べ約400人の市民がエキストラとして参加しました。

### 市内先行上映会

とき 来年2月12日(月・振休)

①11時～②14時30分～③18時～

ところ 芸術文化センター  
ポポロ

内容 映画の上映、監督・出演者の舞台あいさつ

入場料 前売り券1,000円、  
当日券1,300円

販売場所 ポポロ、三原観光協会



©2018「やっさだるマン」製作委員会  
三原先行チラシ

監督・脚本 大森研一

出演 佐藤永典、須藤茉麻、竹達彩奈  
宮川一朗太、野々村俊恵、清水美沙、目黒祐樹  
ほか

観光課 ☎0848・67・6015

## 秋の「幸せの三原ぐるめ キャンペーン」開催中

市ではタコ料理・地酒・おやつブランド化を進めるため市内の参加店舗と協働で、秋の幸せの三原ぐるめキャンペーンを開催中です。参加店舗で地産地消のメニューや地酒「酔心」に合うメニューを販売するほか、次のプロジェクトを実施しています。



### ●サイクリストおもてなしプロジェクト

内容 空気入れの貸し出しや休憩場所の提供

### ●ラビットライン×幸せの三原ぐるめプロジェクト

内容 参加店舗で500円以上の買い物や飲食をした人に、三原～大久野島間の高速船運賃の割引券を進呈

※詳しくは専用ホームページ(<http://mihara-gourmet.jp/>)で確認してください。

期間 17日(日)まで

観光課 ☎0848・67・6015

## 平成30年度固定資産税

### 償却資産の申告を忘れずに!

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)は、申告が義務付けられています。申告の漏れや誤りのないよう確認してください。今月中に申告書が届かないときは連絡してください。

申告期間 来年1月4日(木)～1月31日(水)

提出先 資産税課、各支所地域振興課

対象となる償却資産

・法人税や所得税の損金、または必要経費に算入される減価償却資産(法人税や所得税が課税されない個人、法人が所有するものを含む)

・減価償却済みの資産

・テナント入居者などが事業用として取り付けた内装や設備

※無形償却資産や自動車税、軽自動車税の課税対象を除く。

資産税課(市役所本庁2階) ☎0848・67・6039

### ●償却資産の現地調査を行なっています

申告の漏れや誤りを防ぐため、市内の全事業者を対象に現地調査を行なっています。資産台帳などの提出や現物照合調査などをお願いすることがあります。

※申告に漏れや誤りがあった場合、修正申告や税額更正を過年度に遡及することとなります。

※虚偽の申告や不申告、調査拒否には、罰則が設けられています。

【例】アパート経営の主な償却資産

